

郡上良良ちゃん応援団会則

郡上良良ちゃん応援団会則を次のように定める。

(名称)

第1条 この会は、郡上良良ちゃん応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(目的)

第2条 応援団は、郡上市マスコットキャラクター郡上良良ちゃん（以下「郡上良良ちゃん」という。）を応援し、郡上良良ちゃん及び郡上市の情報発信を図り、郡上市全体の知名度の向上及びイメージアップを図ることを目的とする。

(運営)

第3条 応援団の運営は、応援団事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(会員)

第4条 この会則において、応援団の会員（以下「会員」という。）とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

（1）応援団の目的に賛同する個人、事業所、団体等

（2）本会則を承諾し、入会を承認された者

2 応援団の会員は次の2種とする。

（1）個人会員 応援団の趣旨に賛同する個人

（2）団体会員 応援団の趣旨に賛同する事業所及び団体等

(入会)

第5条 会員となることを希望する者は、事務局が別に定める入会申請書を提出しなければならない。

2 提出された入会申請書の審査及び承認手続きは、事務局が行う。

3 前項の手続きにより会員として承認された者には、会員番号を付した郡上良良ちゃん応援団会員証（以下「会員証」という。）を発行する。

4 会員証の再発行は行わない。

(有効期間)

第6条 会員の有効期間は、会員として承認された日から応援団を解散する日又は第13条の規定により会員の資格を取り消された日までとする。

(入会金及び年会費)

第7条 応援団に入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

(団員特典)

第8条 個人会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の発行
- (2) 会報の受信
- (3) 個人会員入会特典
- (4) 応援団関連事業への参加

2 団体会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証の発行
- (2) 会報の受信
- (3) 団体会員入会特典
- (4) 会報、市ホームページへの会員名等の掲載

(会員の役割)

第9条 会員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市のホームページやフェイスブック等に掲載した情報を確認し、可能な限り広めること。
- (2) 会員独自の方法で郡上良良ちゃん及び郡上市のPRをすること。

(禁止行為)

第10条 会員は、活動にあたって、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反すること。
- (2) 公序良俗に反すること。
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とすること。
- (4) 郡上市及び郡上良良ちゃんのイメージを傷つけ、又は信用を失墜させること。
- (5) その他、不適当であると事務局が認めること。

(退会)

第11条 応援団の退会を希望する者は、事務局が別に定める退会申請書を提出し、受理された日を以て退会とする。ただし、第13条の規定に

より、会員の資格が取り消された場合は、当該申請によらず自動的に退会となるものとする。

(再入会)

第12条 一度退会した会員が再度入会を希望する場合は、第5条に定める入会申請書を再度提出するものとする。

(会員資格の取り消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当することが確認できた場合は、会員の資格を取り消すものとする。

- (1) 会則に違反したとき。
- (2) 会員が死亡したとき又は存続しなくなったとき。
- (3) 第10条に定める禁止行為を行ったとき。
- (4) その他、会員として不適当であると事務局が認めるとき。

(会員の個人情報)

第14条 応援団は、会員の個人情報を応援団の会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限って収集又は利用するものとする。

2 会員から、本人の個人情報の開示、訂正又は削除の申請があった場合は、本人確認を実施の上、遅延なくこれに応じることとする。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、応援団の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年9月1日から施行する。